

○志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成28年2月8日

告示第21号

志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成18年志摩市告示第7号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るために、民法(明治29年法律第89号。以下「法」という。)で定める成年後見制度について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助の開始等の審判の請求(以下「審判請求」という。)をする場合における手続等について定めるとともに、成年後見制度利用に係る費用の全部又は一部の助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審判請求の申出)

第2条 審判請求を申し出ようとする者(以下「申出者」という。)は、市長による後見・保佐・補助開始等申立ての申出書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち市長が提出の必要がないと認めたものは、これを省略することができる。

- (1) 審判の対象者(以下「審判対象者」という。)の判断能力判定について医師の意見が記された診断書
- (2) 審判対象者の配偶者及び2親等内の親族(以下「親族等」という。)の氏名、生年月日、現住所及び親族関係を記したもの
- (3) 親族等による審判請求が行われない事由を記したものと及びその関係書類
- (4) 審判対象者に関わっている保健、医療及び福祉の分野における関係機

関等の利用状況等を記したもの

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長が審判請求の審査を必要と認めるときは、前項の規定によらず審判請求の審査を行うことができる。

(要件の審査)

第3条 市長は、審判請求を行うか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考察するものとし、必要に応じて、医師、弁護士等と事前に協議を行うこととする。

(1) 審判対象者の判断能力の程度

(2) 親族等の存否、親族等による審判対象者の保護の可能性並びに親族等が後見、保佐及び補助の開始等の審判請求を行う意思の有無

(3) 保健、医療及び福祉に係るサービス等の活用による審判対象者に対する支援策の効果

(4) その他市長が確認を必要とする事項

(審判請求の決定)

第4条 市長は、審判請求を行うことが適当と認められたとき又は不適当と認められたときは、市長による後見・保佐・補助開始等申立て決定(却下)通知書(様式第2号)を、申出者に通知するものとする。ただし、第2条第2項の規定により審判請求の審査を行ったときは、これを省略することができる。

(審判請求の手続)

第5条 審判請求に係る申立書及びその添付書類、予納すべき費用その他の手続上必要なものは、家庭裁判所の定めるところによるものとする。

(費用の償還)

第6条 市長は、審判請求のために要した費用(以下「審判請求費用」という。)について、審判請求に基づく審判により選任された法第8条に規定する成年後見人、法第12条に規定する保佐人又は法第16条に規定する補助人(以下

「成年後見人等」という。)を通じ、審判対象者に対して当該費用の償還を請求するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(親族等への情報提供)

第7条 市長は、市長、申出者等が親族等に対して第3条第2号に規定する当該親族等による後見、保佐及び補助の開始等の審判の請求を行う意思の有無を確認する場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第69条第2項の規定に基づき、審判対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 市長は、前項において情報の提供を行う場合には、法、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年志摩市条例第26号)の規定に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(費用の助成)

第8条 市長は、次に掲げる費用の全部又は一部について、助成することができる。

(1) 審判請求費用

(2) 審判請求に基づき審判が行われた法第8条に規定する成年被後見人、法第12条に規定する被保佐人又は法第16条に規定する被補助人(以下「成年被後見人等」という。)が成年後見人等に付与する法第862条(法第876条の5第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報酬(以下「後見人等報酬」という。)

2 審判請求費用に係る助成の対象は、審判請求に必要な次に掲げる費用とする。

(1) 申立手数料及び審判確定後の登記嘱託費用としての収入印紙に要する費用

(2) 審理中の通信費用としての切手に要する費用

(3) 鑑定に要する費用

3 後見人等報酬の助成金額は、法第862条(法第876条の5第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による報酬付与の審判が行われた場合において家庭裁判所が決定する報酬額とする。ただし、成年被後見人等が施設に入所している場合は月額1万8,000円を、その他の場合については月額2万8,000円を上限とする。

4 後見人等報酬の助成対象となる期間は、助成の申請を行った日から起算して2年前の日が属する月までとする。

(対象者)

第9条 審判請求費用の助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する成年被後見人等又は当該者に代わり対象審判を請求する者(以下「申立代理人」という。)とする。なお、申立代理人がいる場合は、成年被後見人等及び申立代理人のいずれもが、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 生活保護受給者

(2) 前号に掲げる者に準ずる程度に困窮している者と認められる者

2 後見人等報酬の助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する成年被後見人等とする。ただし、成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹が成年被後見人等の場合はこの限りではない。

(1) 生活保護受給者

(2) 前号に掲げる者に準ずる程度に困窮している者と認められる者

(助成の申請)

第10条 審判請求費用若しくは後見人等報酬の助成を受けようとする者(以下「申請対象者」という。)又は成年被後見人等(以下これらの者を「申請者」という。)は、成年被後見制度利用支援事業助成金申請書(様式第3号)に、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 審判請求費用に係る助成申請は、審判確定日から起算して1年以内に行わなければならない。

(資産状況等の報告)

第11条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、申請者に対し、申請対象者の資産状況等について報告を求めることができる。

(助成の決定等)

第12条 市長は、第10条の規定により申請があつたときは、その資産状況等を審査し、成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により、決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、申請者に通知する。

(助成金の請求)

第13条 審判請求費用又は後見人等報酬の助成決定を受けた者(以下「助成金受給者」という。)は、助成の決定を受けた審判請求費用又は後見人等報酬に対する助成金(以下これらを「助成金」という。)の交付を請求するものとする。

(報告義務)

第14条 助成金受給者又は成年後見人等は、助成金受給者の資産状況等に変化が生じたときは、資産状況等変更報告書(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(助成決定の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、助成金の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 助成金受給者の資産状況等の変化により第9条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金を受給したとき。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の支給後に、前条の規定により助成決定の取消し等を行ったときは、助成金受給者に対し既に支給した助成金の全部又は一部

の返還を請求することができる。

(未支給の助成金)

第17条 助成対象者が市外に転出し、又は死亡した場合において、その者に助成すべき審判請求費用又は後見人等報酬で支給しなかったものがあるときは、申請者及びその者の成年後見人等であった者は、第10条の規定によりこれを申請することができる。

2 前項の規定により死亡した場合に助成すべき後見人等報酬の額は、遺留財産で不足する金額と第8条第3項に規定する助成上限額を比較して少ない額とする。

(譲渡及び担保の禁止)

第18条 審判請求費用又は後見人等報酬の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた審判請求について適用し、施行日前にこの告示により全部改正された志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱(以下「旧告示」という。)の規定によりされた審判請求については、なお旧告示の規定の例による。

附 則(平成28年8月17日告示第130号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年3月6日告示第48号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)第9条の規定による成年後見制度利用に係る費用の助成の対象であり、かつ、この告示による改正後の志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の助成対象とならない者に対する助成に関しては、令和3年3月31日までの間、旧要綱第8条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和3年9月30日告示第160号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和5年2月27日告示第19号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

市長による後見・保佐・補助開始等申立ての申出書

年 月 日

(宛先) 志摩市長

申 出 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
		（署名又は記名押印） 電話

下記の対象者に対し、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求手続において、「志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づく、市長による後見・保佐・補助開始等申立てを申し出ます。

対 象 者	氏名	生年月日
		年 月 日生 (歳)
	住所 〒 —	

(申出理由)

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

市長による後見・保佐・補助開始等申立て 決定・(却下) 通知書

宛先(法人にあつては名称及び代表者名)
様

年 月 日付で申出のあつた「市長による後見・保佐・補助開始等申立て」につ
いて以下のとおり決定しましたので通知します。

☐ 市長による申立てを行う
☐ 市長による申立てを行わない (申立てを行わない理由)

志摩市長 印

様式第 3 号その 1(第 10 条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金申請書（審判請求費用）

(宛先) 志摩市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、支給要件の審査にあたり、申立代理人及び被後見人等の収入の状況等を関係機関において調査、確認することに同意します。

申請日		年 月 日				
申請者	フリガナ 氏名		本人との 関係			
	住所	〒 ー 電話番号 ()				
本人 (被後見人等)	フリガナ 氏名		後見等の 類型	申立時 審判	後見・保佐・補助 後見・保佐・補助	
	住所	〒 ー 電話番号 ()				
申請資格 (該当する番号に○)		1 生活保護受給者 2 生活保護受給者に準ずる者				
申請額		円	内 訳	収入印紙 円 精神鑑定 円	切手 円	
振込先金融機関		金融機関名		支店名		
		預金種目		口座番号		
		フリガナ				
		口座名義人				

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※振込先金融機関は原則として本人(被後見人等)のものとしします。

【添付書類】

☐ 後見開始等の審判書謄本

☐ 審判確定が確認できる書類（登記事項証明書等）の写し

☐ 審判確定後、家庭裁判所に提出した財産目録等の写し(家庭裁判所が提出不要と判断した場合を除く。)

☐ 支出証拠書類(領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等)

☐ その他

様式第 3 号その 2(第 10 条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金申請書（後見人等報酬）

(宛先) 志摩市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、支給要件の審査にあたり、被後見人等の収入の状況等を関係機関において調査、確認することに同意します。

申請日		年 月 日				
申請者 (被後見人等)	フリガナ 氏名			後見等の 類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助	
	住所	〒 —		電話番号 ()		
	施設入所・入院 の場合の住所 施設名	〒 —		電話番号 ()		
代理人 (後見人等)	フリガナ 氏名			職業等		
	住所	〒 —		電話番号 ()		
申請資格 (該当する番号に○)		1 生活保護受給者 2 生活保護受給者に準ずる者				
申請額		円	報酬付与 対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
振込先金融機関		金融機関名			支店名	
		預金種目			口座番号	
		フリガナ 口座名義人				

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人をいいます。

※振込先金融機関は原則として本人(被後見人等)のものとしします。

【添付書類】

- ☐報酬付与審判書謄本の写し
- ☐報酬付与審判申立書の写し
- ☐資産等を確認できる書類
- ☐その他

様式第4号(第12条関係)

第 号
年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書

様

志摩市長 印

年 月 日に申請のありました標記の助成金交付について、次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

決定内容	支給決定 ・ 支給却下			
支給額	審判請求費用	(内訳)	収入印紙 円	切手 円
	円		精神鑑定 円	
	後見人等報酬	円		
被後見人等氏名		被後見人等 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
被後見人等住所				
後見人等氏名				
後見人等住所				
却下・減額理由				
備考				

- 交付条件
- 1

志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定により速やかに助成金の交付を請求してください。
- 2

本人又は後見人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに市長に報告して下さい。
- 3

偽りその他不正の手段により助成金を受けた場合は助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

様式第 5 号(第 14 条関係)

年 月 日

資産状況等変更報告書

(宛先)志摩市長

代理人（後見人等）住所
氏名
本人（被後見人等）住所
氏名

このたび、本人（被後見人等）の状況に変化が生じましたので、次のとおり報告します。

後見人等 氏名	
後見人等 住所	
変更のあった内容	事由発生年月日 年 月 日

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号その1(第10条関係)

様式第3号その2(第10条関係)

様式第4号(第12条関係)

様式第5号(第14条関係)